

掛川市規則第2号

市長の職務を代理する副市長の順序及び事務分担規則をここに制定する。

令和4年3月28日

掛川市長

(別紙)

市長の職務を代理する副市長の順序及び事務分担規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市長の職務を代理する副市長の順序及び副市長の事務分担について、必要な事項を定めるものとする。

(市長の職務を代理する副市長の順序)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第152条第1項の規定による市長の職務を代理する副市長の順序は、次のとおりとする。

第1順序 副市長 高柳 泉

第2順序 副市長 石川 紀子

(事務分担)

第3条 副市長の事務分担は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 高柳副市長 次号及び次項各号に定める事務以外の事務

(2) 石川副市長 次に掲げる事務

ア デジタルトランスフォーメーションに関する事務

イ 広報・シティプロモーションに関する事務

ウ 働き方改革に関する事務

エ ダイバーシティ経営に関する事務

2 次に掲げる事務については、両副市長が共同して担任するものとする。

(1) 市政運営に関する基本方針、基本計画等の決定又は変更に関する事務

(2) 人事に関する事務

(3) 議会に付議する事項に関する事務

(4) 例規の制定又は改廃に関する事務

(5) 財政に関する事務

(6) 災害対策及び感染症対策に関する事務

(7) 前各号に掲げる事務のほか、両副市長が共同して担任することが必要であると市長が認める事務

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の事務分担を変更することができる。

(事故があるとき等の事務処理)

第4条 一方の副市長に事故があるとき、又は一方の副市長が欠けたときは、当該副市長の分担する事務は、他方の副市長が処理する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。